

H I G A S H I M I K A W A

広
報

ひがしみかわ

豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市・設楽町・東栄町・豊根村

設楽ダム建設が進む故郷に思うこと

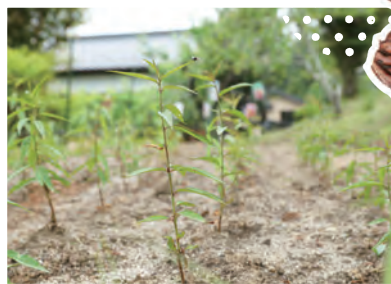
特集

川向地区の思い出とともに
“しだれ桃”を次世代へ…



主な内容

- ・介護保険だより
- ・令和4年度 予算紹介
- ・消費生活だより
- ・東三河広域連合議会 議会報告



新型コロナウイルス感染拡大の状況により、掲載内容が変更となる場合があります。最新の情報は、ホームページ等でご確認ください。

東三河広域連合

東三河広域連合は、東三河8市町村で構成される特別地方公共団体です。



設楽ダム建設が
進む故郷に思うこと

撮影日：平成22年4月11日

川向地区の思い出とともに “しだれ桃”を次世代へ…

公園が整備されたら、
ぜひしだれ桃を
見に来てください！

川向地区の「しだれ桃の里」といえば、設楽町を代表する観光スポットのひとつで遠方からも人が訪れるほどでした。現在は設楽ダムの建設予定地となり、平成25年3月に閉区式が行われ、ダム完成後は湖底に沈んでしまいます。そんなしだれ桃を新たな土地でも守っていきたいと、精力的に活動する伊藤怜さんにインタビューしました。



元川向区長・設楽ダム対策協議会副会長
伊藤 怜(さとし)さん

現在の川向地区では国道257号線の付替工事が進められていますが、住民がすべて移転した後も多くのしだれ桃の木はすぐには伐採されませんでした。「ダムができるまではかなりの時間がかかりますし、その期間にも花は咲きますから、少しでも皆さんに見てもらえればと思って保管してもらえようとしたのです。今ではだいぶ少なくなりましたが…」と言うように、伊藤さんは移転後もしだれ桃を守っていくための様々な活動を行っています。

「私の父が自宅の周辺に植えたしだれ桃の木が広まり、『しだれ桃の里』と言われるまでになりました」と伊藤さん。お父様がしだれ桃の木を植えたのは、昭和49年頃でした。「もともと花が好きな人だったので、過疎化が進む町の空き地をそのままにしておくくらいなら、花を植えてみんなの癒しになればと思ったのではないだろうか」と当時を振り返ります。近所の人も地域をきれいにしたいという思いから、自主的に空いている土地に種を植えていったのだとか。そうして多いときには千本以上のしだれ桃が咲き誇り、地区一体を彩りました。

「しだれ桃の里」のはじまりは
お父様が植えた1本の木





▲川向地区の至る所で咲いていたしだれ桃の木。国道257号沿いということもあり、開花時期には多くの人で賑わいました。

▲設楽ダム対策協議会会長の金田さんと。金田さんが区長を務めていた八橋地区にも、設楽町のシンボルのひとつであるウバヒガンザクラがあります。

新たな交流を生むとともに 川向を思い出せるように

同じ設楽町内に移転した伊藤さんのご自宅の周りには、約200本ものしだれ桃が植えられています。これは、川向地区のしだれ桃の種を植えたもの。春になると赤やピンク、白の花が咲く様子は、川向の「しだれ桃の里」を彷彿とさせます。秋になれば多いと千個ほどの種がとれるため、観光協会や商工感謝祭・農業祭などのイベントで欲しい人に配っているのだとか。「育ててもらった苗は、ダム湖周辺にできる公園などに植えたいなと思っています。育ててくれた人をはじめダムをきっかけに設楽町に

種は秋頃に
配布予定!



▲しだれ桃の種を育ててくれる人を募集中!うまく育てば、種を植えた翌年の春から初夏頃に新芽が生えます。

関心を持ってくれた人が、このしだれ桃の存在を知って、見に行こうと思って来てくれたら嬉しいですね。設楽町にはしだれ桃だけでなく八橋のウバヒガンザクラなどもあるので、それらが新たな交流の橋渡しとなれば、住民の生きがいとなって町も活気づくのではないのでしょうか」と、ダム完成後の町の発展にも期待を寄せています。「また、しだれ桃を見るたびに川向地区があったということを思い出してもらえるれば、水も大切に使うてもらえるようになるのではないかな」と

伊藤さんがお父様の代から大切に守り、多くの人の心を癒してきたしだれ桃。新たな土地でも、設楽町のシンボルのひとつとして次の世代へと受け継がれていきます。



▲伊藤さんの旧家周辺の現在の様子(上段)と以前の様子(下段)。伊藤さんの旧家は、写真左の坂道を上ったあたりにありました。現在はその姿はなく、目の前に大きな橋脚がつくられています。

東三河広域連合からの お知らせなどをお届けします



お知らせ

Topics

1

山村都市交流拠点施設の検討をすすめています



東三河広域連合では、設楽ダムのダムサイト土捨場(仮称)に、山村都市交流拠点施設を整備するための検討をすすめています。ダム湖を訪れる多くの人々が年齢を問わず幅広い分野で利用できる施設にするとともに、様々なかたちの上下流交流を通じて、設楽町民はもとより東三河地域住民、そして施設を訪れる全ての人々の福利に貢献できる施設として整備することを検討しています。検討状況について、詳しくは東三河広域連合ホームページをご覧ください。

山村都市交流拠点施設基本構想(抜粋)▼

目的

水と森林の恩恵を絆とした上下流交流の推進並びに東三河地域外からの人の流れの創出による設楽町及び東三河地域全体の地域振興への寄与

コンセプト

楽しみながら交流し、「水」と「森林」の大切さや魅力を知ってもらう

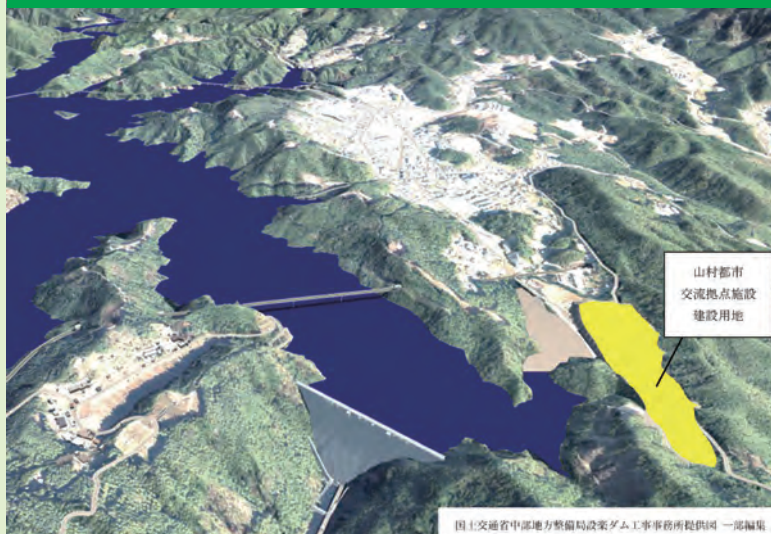
目指す姿

地域の魅力をつなぎ、設楽町・東三河を輝かせる施設

機能

「学ぶ」・「遊ぶ」・「創る」

山村都市交流拠点施設 建設位置図(設楽ダム完成イメージを一部編集)



施設の目的やコンセプト、目指す姿、施設機能の考え方など、基本的な方向性を記した「山村都市交流拠点施設基本構想」を昨年、策定しています。ホームページに掲載していますのでぜひご覧ください。

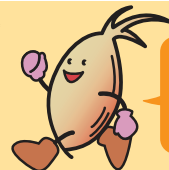


Topics

2

ほの国 HONOKUNI STAMPRALLY スタンプラリー

対象者
ほの国こどもパスポート
を持っている東三河在住・
在学の小中学生



最新の状況を
確認して
お出かけしよう!

対象施設でスタンプを集めてステキな賞品をゲットしよう!

施設コース

特賞(スタンプ16個)・・・ 東三河の特産品・食事券・施設入園券など
20,000円分+図書カード5,000円分

3名

金賞(スタンプ8個)・・・ 東三河の特産品10,000円分+図書カード2,000円分

10名

銀賞(スタンプ5個)・・・ 東三河の特産品5,000円分+図書カード2,000円分

20名

みのりん賞(スタンプ3個)・・・ 図書カード2,000円分

150名

問い合わせ先

東三河広域連合 総務課
スタンプラリー係

☎0532-35-6006

〒440-0806 豊橋市八町通二丁目16番地
受付時間: 8:30~17:15 (土日祝、12/29~1/3を除く)

詳しくはコチラ

HP
「ほの国スタンプラリー」



※パスポート、スタンプラリー用紙は通っている小中学校を通じて配られています。※対象施設の開館状況については、施設や市町村のホームページ等でご確認ください。
※対象32施設についてはスタンプラリー用紙をご覧ください。 ※注意:特賞スタンプ欄と共通スタンプ欄は別の施設のスタンプを押してください。

各種支援事業のご案内



介護保険 だより Vol.12

介護事業所の人材確保、在宅介護の支援のほか、認知症の方やご家族の支援などに取り組んでいます。

介護事業所への就職を支援します

介護人材活用促進事業 ※新規事業(委託事業者:㈱東海道シグマ)

民間介護事業所で職場実習を受けながら介護職員初任者研修を修了し、介護事業所への就職(正社員・パート)を目指します。最長で2.5か月間の実習・研修期間中も委託事業者(㈱東海道シグマ)より給与が支払われます。グループホームや訪問介護事業所など働く場所も多様に選べます。

対 象 者

介護職への就職を希望する介護の資格を持たない方

募 集 人 数

35人

募 集 期 間

令和4年4月～令和5年1月

費 用

無料(研修に掛かる費用の自己負担もありません)

内 容

就労マッチングの後に東三河の介護事業所にて職場実習(紹介予定派遣)を受けながら介護職員初任者研修を修了し、双方合意により介護事業所へ就職します。

※詳細は、㈱東海道シグマHP、介護保険課HPに掲載

申 込 み

㈱東海道シグマHP応募フォームより申込み、または同社へ電話、参加申込書をFAXなど

問い合わせ先

㈱東海道シグマ 地域福祉支援事業部 ☎054-255-4259

静岡県静岡市葵区御幸町8-1 JADEビル6F (平日9:30～17:30)

在宅介護を支援します

家族介護者リフレッシュ事業 ※新規事業(7月より開始)

ご家族等を在宅で介護する方(家族介護者)が心身をリフレッシュするために利用する温泉等入浴施設の利用料金助成券を支給します。対象となる皆様の世帯あてに、ご案内と助成券との引換書を6月末日に送付しています。

対 象 者

前年度1年間にわたって次の要件を全て満たす要介護者の方を住民登録上の同一世帯にあって同居して主に介護していた方1名

- ① 東三河広域連合構成市町村内に住所を有していること
- ② 要介護1～5の認定を受けていること(要支援は対象外)
- ③ 下表に記載する施設サービス等の利用月が3か月以下であること

サービス区分	施設分類	サービス区分	施設分類
施設サービス	介護老人福祉施設	居宅サービス	特定施設入居者生活介護
	介護老人保健施設	地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護
	介護療養型医療施設		地域密着型特定施設入居者生活介護
	介護医療院		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

内 容

事前に登録している入浴施設で利用できる6,000円分の家族介護者リフレッシュ助成券(400円券×15枚)を支給します。

支 給 方 法

介護保険課より送付する「家族介護者リフレッシュ助成券引換案内兼引換書」の引換要件をご確認のうえ、最寄りの郵便局(簡易郵便局以外)にて同引換書を家族介護者リフレッシュ助成券と引き換えてください。申請は必要ありません。

認知症の方や介護するご家族を支援します

グループホーム入居者負担軽減事業

グループホームの利用者負担が困難な低所得(市町村民税非課税等)の世帯の方を支援します。(500円/日)

認知症高齢者等居場所検索支援事業

認知症の方を見守るご家族等へ、GPSを用いた位置情報検索サービスの利用に必要な初期費用の一部を助成します。(上限5,000円)

家族介護用品給付事業

重度の要介護状態(要介護4及び5)の方を在宅で介護する低所得(市町村民税非課税)の世帯の方へ衛生消耗品類との引換券を支給します。(8,300円/月)

介護人材の育成・定着を支援します

介護職員初任者研修受講支援補助金と就労支援補助金

介護職員初任者研修の受講費用を補助するとともに、その後の介護事業所での就労実績に対して補助金を加算します。(受講支援補助金 上限30,000円、就労支援補助金 20,000円)

介護支援専門員資格取得補助金

ケアマネジャー資格の取得に係る介護支援専門員実務研修及び再研修の受講費用を補助します。(実務研修 30,000円、再研修 22,000円)

詳しい内容やお申込みについては、東三河広域連合介護保険課のホームページでもお知らせしています。
<https://www.east-mikawa.jp/>

問い合わせ先

介護保険課 地域包括ケアグループ

☎0532-26-8472

市
町
村
窓
口

豊橋窓口(豊橋市長寿介護課内)
☎0532-51-3130

豊川窓口(豊川市介護高齢課内)
☎0533-89-2173

蒲郡窓口(蒲郡市長寿課内)
☎0533-66-1176

新城窓口(新城市高齢者支援課内)
☎0536-23-7688

田原窓口(田原市高齢福祉課内)
☎0531-23-3217

設楽窓口(設楽町町民課内)
☎0536-62-0519

東栄窓口(東栄町福祉課内)
☎0536-76-1815

豊根窓口(豊根村住民課内)
☎0536-85-1313

65歳以上の方の介護保険料について

介護保険料は40歳からご加入の医療保険の保険者に納付していただきますが、65歳の誕生日の前日の属する月からは東三河広域連合へ納めていただきます。

介護保険料の納付方法

介護保険料の納付方法については、特別徴収(年金天引き)と普通徴収(納付書納付または口座振替)があります。

介護保険料額

介護保険料額は12段階に分かれており、前年中の本人の収入や所得等の状況、世帯の市町村民税課税状況によって決まります。

具体的な金額や納付方法については、毎年8月に東三河広域連合より郵送する介護保険料本算定通知でお知らせしています。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方等に対する減免制度について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方等に対する令和4年度の減免の実施については、8月の介護保険料本算定通知の際にお知らせする予定です。

問い合わせ先

介護保険課 保険料グループ

☎0532-26-8466・8467

介護保険 負担限度額認定証更新のご案内

「負担限度額認定証」は、介護保険施設・ショートステイ利用時の食費、部屋代の負担を軽減するために必要な証書です。この証書は有効期限が7月31日までとなっており、8月以降も認定が必要な場合更新手続きが必要となります。

現在認定証をお持ちの方には更新のお知らせを送付しましたので、お近くの市町村窓口へ持参、または郵送にて申請手続きをお願いします。申請受付後、要件を満たす方には新しい認定証を送付します（7月末頃発送予定）。対象となる要件は以下の通りで、所得と預貯金の両方の要件に当てはまる必要があります。

CheckPoint!!

申請する際、記帳した通帳の写しなどの添付が**必須**です。

介護保険負担限度額認定証	
交付年月日	
番 号	
被 住 所	
フリガナ	
氏 名	
生年月日	性別 男・女
適用年月日	から
有効期限	まで
食費の負担限度額	(介護予防)短期入所(療養)介護 その他のサービス 円
居住費又は 滞在費の 負担限度額	ユニット型個室 円 ユニット型個室的多床室 円 従来型個室(特養等) 円 多床室 円
保険者番号 並びに保険者 名称並びに 所在地及び印	東三河広域連合 豊橋市八町通二丁目16番地 電話番号(0532)26-8468 8469 印

利用者負担段階	所得などの要件	預貯金などの要件
第1段階	- 生活保護を受給している方 - 老齢福祉年金の受給者であって本人及び世帯全員が住民税非課税の方	預貯金・有価証券の合計額が1,000万円以下であること (夫婦は合計2,000万円以下)
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	預貯金・有価証券の合計額が650万円以下であること (夫婦は合計1,650万円以下)
第3段階①	本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+年金収入額が80万円を超えて120万円以下の方	預貯金・有価証券の合計額が550万円以下であること (夫婦は合計1,550万円以下)
第3段階②	本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	預貯金・有価証券の合計額が500万円以下であること (夫婦は合計1,500万円以下)

介護保険 負担割合証を送付します

「負担割合証」は、介護サービス利用時の自己負担割合を記した証書です。支給限度額を超えた自己負担分、日常生活費、食費、部屋代等の費用は対象となりませんのでご注意ください。

現在ご利用の証書は7月31日までの期限となっておりますので、新たに令和4年8月1日から令和5年7月31日までの1年間有効となる証書を送付します（7月末頃発送予定）。申請手続きは不要ですが、証書が届いたら、必ず担当ケアマネジャーや、入所中の介護保険施設等にご提示ください。

負担割合及び適用期間をご確認ください。

負担割合は「1割」、「2割」、「3割」のいずれかです。

適用期間内に割合が変更される場合、上段に変更前の割合、下段に変更後の割合が記載されます。

介護保険負担割合証	
交付年月日	
番 号	
被 住 所	
フリガナ	
氏 名	
生年月日	性別
利用者負担割合	適用期間
割	開始年月日 終了年月日
割	開始年月日 終了年月日
保険者番号 並びに保険者 名称 所在地及び印	東三河広域連合 豊橋市八町通二丁目16番地 電話番号(0532)26-8468 8469 印

問い合わせ先

介護保険課 給付グループ

☎0532-26-8468・8469

成年年齢が18歳に引き下がった今こそ考えよう!!

若者が狙われる消費者トラブル! ～契約は自己責任! 脱毛エステ編～

消費生活 だより Vol.15

みんなで守ろう消費生活

東三河広域連合の

各消費生活センターに寄せられた

相談から件数の多い事例を紹介します。

トラブル事例

「脱毛エステ 月々9,000円から!」と記載のあるSNSの広告を見て予約し、無料のカウンセリングと無料体験を受け、その日のうちにローンを組んで契約した。後日、契約書をよく確認すると、期間は1年間で6回の施術のみ、支払い総額も50万円以上になることが分かった。SNSの広告には、施術回数が小さな文字で記載されていた。
(18歳 高校生)

トラブルに遭わないためのポイント!

Point
01

SNSなどの広告は、よく確認しよう!

SNSやネット上の広告は、大切な部分が小さく書かれていることもあるので、慎重に確認しましょう。

Point
02

その場で迫る契約には要注意!

「当日契約ならお得!」「分割払いなら月々の支払いが少ない!」などと言い、契約を急がす業者もいます。長期間の契約の場合は、中途解約・清算などの条件をよく確認しましょう。

Point
03

ローン契約とは、借金を組むこと!

ローン会社は、いくらまでローンを組めるかを年収で判断します。ローン会社に虚偽の年収を報告させ、契約を結ばせる悪質な業者もいます。支払いが出来るか、慎重に考え契約しましょう。

Point
04

クーリング・オフ制度を知っておこう!

エステサービスや関連商品である未使用の化粧品は、契約書を受け取った日を含めて8日以内であれば、クーリング・オフすることができます。クーリング・オフをすることになれば、ローン会社にも通知ハガキを送る必要があります。

Check

HSNstation 第3弾 ～脱毛エステ編～ 動画公開!!



消費者トラブルの未然防止のため、消費者トラブルに関する啓発活動を行っています。

トラブル事例のような脱毛エステに関する動画もあるのでチェックしましょう!

HSNstation～脱毛エステ編～

予告編



<https://youtu.be/QHgk4wdDb2M>

解決編



<https://youtu.be/a77mbL0hjB4>

フルバージョン



<https://youtu.be/R37v6j1-CuY>

東三河消費生活センターは全てのセンターで平日(祝日を除く)に相談の受付が出来るようになりました。
契約で少しでもおかしいなあ、困ったなあと思ったらご相談を!

総合センター ☎0532-51-2305 月～金 9:00～16:30 豊橋市役所 東館12階

豊川センター ☎0533-89-2238 月～金 9:00～16:30 豊川市役所 北庁舎4階

蒲郡センター ☎0533-66-1204 月～金 9:00～16:30 蒲郡市役所 新館2階

新城センター ☎0536-23-6260 月～金 9:00～16:30 新城市役所 本庁舎2階

田原センター ☎0531-23-3818 月～金 9:00～16:30 田原市役所 北庁舎1階

設楽相談室 ☎0536-62-0527 月～金 9:00～16:30 設楽町役場産業課内 (オンライン相談のみ)

東栄相談室 ☎0536-76-1812 月～金 9:00～16:30 東栄町役場経済課内 (オンライン相談のみ)

豊根相談室 ☎0536-85-1316 月～金 9:00～16:30 豊根村役場商工観光課内 (オンライン相談のみ)

消費者ホットライン ☎188

最寄りの消費生活窓口につながります。
ダイヤル後、音声ガイダンスに従ってください。

※ダイヤル後、音声ガイダンスに従ってください。
※PHS・IP電話・ひかり電話の一部は使えません。

東三河広域連合 令和4年度 予算紹介

令和4年度
東三河広域連合予算規模

665億9,020万円

(対前年度比101.5%)

一般会計-----98億2,920万円

介護保険特別会計---567億6,100万円

令和4年度の主な重点事業

一般会計

◆まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業の推進

■東三河ブランドの推進

セミナーやワークショップ開催による関係者のスキルアップや意識向上、首都圏等でのテストマーケティング実施など、地域の生産者や事業者等が一体となったトータルプロモーションを展開し、東三河ブランドを推進します。

◆共同処理事務の着実な実施

■消費生活相談の充実

東三河管内5か所の消費生活センターと3か所の消費生活相談室との間を結ぶオンライン消費生活相談のさらなる活用により消費生活相談体制を充実し、消費者被害の救済に努めるとともに被害の未然防止にもつなげます。

■航空写真撮影及び地形図データ作成

公共測量として航空写真を一括撮影し、最新の地形情報を取得した上で地形図データを作成し、公共測量成果として国、地方公共団体及び民間事業者に提供します。

介護保険特別会計

◆介護保険事業の推進

■介護人材確保支援事業

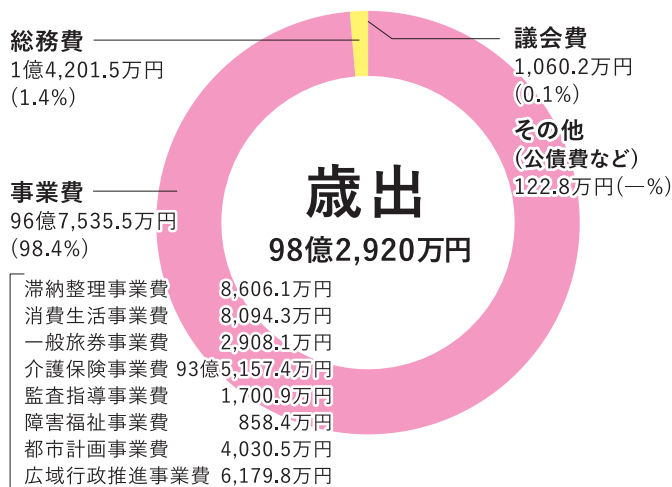
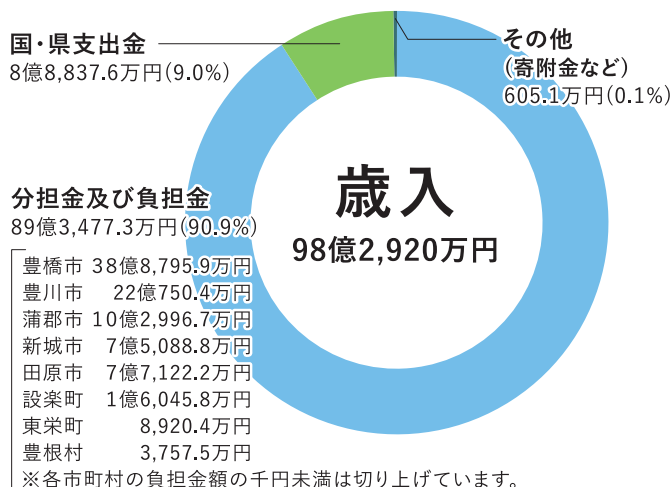
介護人材の確保・定着の課題に対応すべく、人材調達力を有する民間企業と連携し、介護事業所と介護人材をつなぐ即効性の高い新たな施策に取り組みます。

■家族介護者リフレッシュ事業

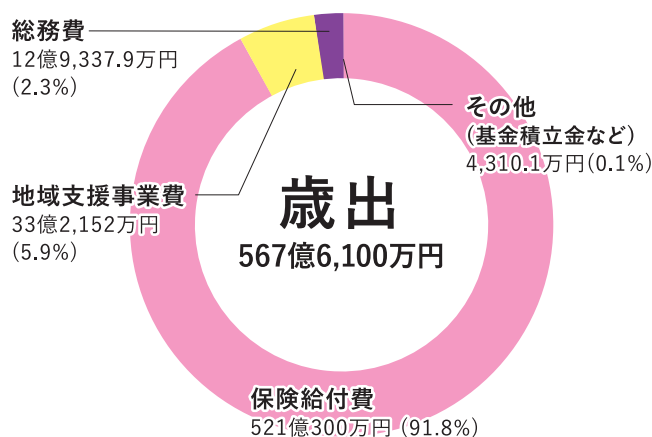
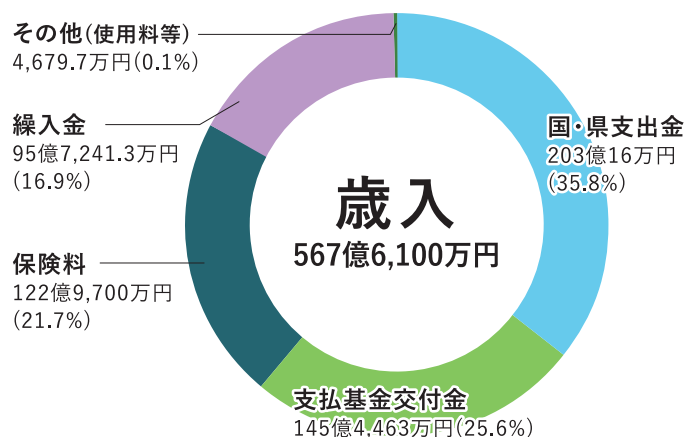
家族介護者の精神的・肉体的負担の軽減を目的として、東三河地域の温泉施設等利用料の助成を行います。温泉施設等の利用を通じ、家族介護者の心身のリフレッシュを図ることで、介護へのモチベーション維持を促し、在宅介護の継続につなげます。



一般会計 98億2,920万円 (対前年度比106.5%)



介護保険特別会計 567億6,100万円 (対前年度比100.7%)



※()内は構成比です。また、各項目の数値は表示単位未満を四捨五入で処理しているため、合計と内訳の数値が一致しない場合があります。
※令和3年度財政公表は、ホームページに掲載していますので、ご覧ください。<https://www.east-mikawa.jp/>

豊根村

きよかわ ちょうじ
清川 長次 議員



【一般質問】

第8期介護保険事業計画の 重点項目の取組について

Q 介護人材の確保と定着での民間のノウハウを活用した介護人材マッチングの考え方について伺う。

A 東三河地域では、介護人材の確保が大きな課題となっていることから、新たな担い手を創出するため、外国人定住者等を含めた幅広い人材の雇用を促進するとともに、人材調達力などの専門性を発揮できるように人材派遣のノウハウを有する民間企業と連携した介護事業所と介護人材をつなぐ取組を実施する。

豊川市

くらはし ひでき
倉橋 英樹 議員



【一般質問】

家族介護支援について

Q 現在の支援策と今後の家族介護支援について伺う。

A 家族介護支援事業は、地域支援事業の中で実施するもので、家族介護用品給付事業など広域連合が主体となって実施するものと、家族介護教室等開催事業など構成市町村が主体となって実施するものがある。さらに介護保険事業ではないが、地域支援事業の対象とならない方に対する支援など、市町村がそれぞれの実情に応じて福祉事業として独自で取り組んでいる支援策もある。今後広域連合で行う地域支援事業の拡充については、市町村の実情等を情報共有しながら検討していきたい。

豊橋市

やまもと けんたろう
山本 賢太郎 議員



【一般質問】

DMO設立に向けた 取組や考えについて

Q 設立に向けて取り組んできた調査研究の成果に対する認識について伺う。

A この地域にふさわしい観光地域づくり法人の在り方を調査研究するため、官民連携による東三河DMO研究会を組織し、その設立に向けた検討を進めてきた。令和2年度には、DMOの果たすべき役割や中核となる取組などをまとめた東三河DMO構想を策定し、令和3年度は、令和4年度から今後3年間の取組指針をまとめた東三河DMO構想推進計画を策定した。この計画は、地元で観光事業に携わる方など様々な意見が集約できており、東三河8市町村や東三河広域経済連合会にも賛同いただき、DMOの具体化に向けた一つの道筋をつけることができたものと考えている。

東三河広域連合議会 議会報告

2月定例会

東三河広域連合議会2月定例会が令和4年2月8日・9日に開かれました。令和4年度予算案や条例案などが審議され、いずれも原案通り可決されました。審議された議案は次のとおりです。

【予算】

- 令和4年度東三河広域連合一般会計予算
- 令和4年度東三河広域連合介護保険特別会計予算
- 令和3年度東三河広域連合介護保険特別会計補正予算(第1号)

【条例等】

- 東三河広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 東三河広域連合第2期広域計画の変更について
- 監査委員の選任について
- 公平委員会委員の選任について

豊橋市

いとう とくや
伊藤 篤哉 議員



【一般質問】

東三河広域連合が 取り組むべきSDGsの取組について

Q 東三河の2030年のあるべき姿について伺う。

A 東三河のあるべき姿は、目まぐるしく変化し続ける社会に柔軟に対応し、活力と持続力を兼ね備えており、誰一人取り残さないというSDGsの17の目標全ての根底に流れる基本方針の下、東三河の特徴である多様な自然や豊かな恵み、歴史、伝統・文化など、東三河地域に暮らす全ての人々が郷土に誇りや愛着を持ち続けられる地域であると考えている。あるべき姿の実現のため、「東三河はひとつ」という理念の下、既存の概念にとらわれることなく、東三河地域のさらなる連携強化に取り組んでいきたい。

5月臨時会

東三河広域連合議会臨時会が令和4年5月27日に開かれました。議長・副議長の選挙のほか、条例案等が審議され原案どおり可決されました。

【条例等】

○東三河広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

○東三河広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

○監査委員の選任について

◆議長・副議長

指名推選により、議長には柴田輝明議員（豊川市）、副議長には平松昭徳議員（田原市）が当選されました。

◆監査委員

監査委員として喚田孝博議員（議員のうちから選任される者：蒲郡市）を選任することについて議会で同意されました。

◆議会構成

広域連合議員の変更等に伴い、議会の委員構成が変更され、次のとおりとなりました。

《みらい広域委員会》（13人）

委員長 星川 博文（豊川市）	副委員長 伊藤 芳孝（東栄町）
石田 文彦（豊根村）	鈴木 将浩（蒲郡市）
竹下 修平（新城市）	喚田 孝博（蒲郡市）
廣中 清介（田原市）	伊藤 篤哉（豊橋市）
平松 昭徳（田原市）	芳賀 裕崇（豊橋市）
原田 直幸（設楽町）	倉橋 英樹（豊川市）
尾崎 雅輝（豊橋市）	

《福祉委員会》（13人）

委員長 二村 真一（豊橋市）	副委員長 齊藤 竜也（新城市）
加藤 彰男（東栄町）	浦野 隼次（豊川市）
清川 長次（豊根村）	尾林 伸治（豊橋市）
鈴木 達雄（新城市）	古関 充宏（豊橋市）
古川 美栄（田原市）	柴田 輝明（豊川市）
今泉 古人（設楽町）	日恵野佳代（蒲郡市）
鈴木 みさ子（豊橋市）	

《議会運営委員会》（9人）

委員長 浦野 隼次（豊川市）	副委員長 尾崎 雅輝（豊橋市）
鈴木 達雄（新城市）	星川 博文（豊川市）
廣中 清介（田原市）	鈴木 将浩（蒲郡市）
原田 直幸（設楽町）	尾林 伸治（豊橋市）
二村 真一（豊橋市）	

たけした しゅうへい

竹下 修平 議員



【一般質問】

ICTを活用した魅力の発信について

Q より多くの方に魅力発信していくための工夫や新たな取組について伺う。

A

これまで、特に若い女性をターゲットとして様々な魅力発信に努めてきた。その取組の一つとして、東三河のグルメ情報や観光モデルコースなどに関する記事を情報誌に掲載してきたが、今後は、より気軽に多くの方の目に触れる機会につなげるため、紙媒体からウェブマガジンに切り替えたいと考えている。これにより、閲覧者数が容易に把握できるため、事業の進捗管理の観点からも有効なツールと考えており、さらに効果的な記事内容に改善していきたい。

しばた やすひこ

柴田 安彦 議員



【一般質問】

要介護認定事務について

Q 二次判定で一次判定結果を変更する際の基準の公開や変更理由の開示など透明性の向上について伺う。

A

二次判定は、保険・医療・福祉に関する専門職で構成する介護認定審査会で、特記事項や主治医意見書に記載された介護の手間の内容について議論され、国が公開している介護認定審査会委員テキストに基づき判断されている。テキストは、一次判定の変更の理由にならない事項など、客観的な基準が示されているが、委員の経験や専門性の観点による判断を求める部分も多く、全てにおいて詳細な基準が設けられているものではない。対象者や御家族、担当ケアマネージャーなどからの判定結果に対する問合せについては、変更された理由を含めて丁寧に説明させていただいている。

すずき こ

鈴木 みさ子 議員



【一般質問】

山村都市交流拠点施設について

Q 確約事項に比べ基本構想が変わってきた理由と東三河広域連合で取り組む意義について

A

確約事項との変更については、人口減少や少子高齢化の加速、新型コロナウイルス感染症による社会変化、奥三河エリアへの交通インフラの整備の進捗も相まって、上下流の地域住民の交流の場としての活用にとどまることなく、東三河以外のより広域から人を呼び込み地域のにぎわいの創出の場として活用していくことが持続的な施設運営に欠かせない視点であると考えられたためである。この目的が、持続的な東三河地域の発展を目指し様々な取組を進める東三河広域連合の設立の趣旨に沿っているため、その整備運営主体として東三河広域連合が最も適しているという考えに至ったものである。

広告

